

平成28年4月19日

会 員 各 位

(一社) 長崎県LPガス協会

エアコンの室外機等の設備と液化石油ガス充てん容器との
保安離隔の確保等について

本件が発出された経緯につきましては、多くのLPガス販売事業者より、お客様宅にLPガス容器を設置した際に、法令に基づき下記までの距離を2m超えて設置し、保安を確保していたにも拘わらず、その後に他者が2m以内にエアコン室外機等を設置した場合でも、同室外機等を火気とみなしている都道府県からLPガス販売事業者が指摘を受けることがあり、当該事業者より経産省等に対して、同室外機等を販売又は設置する事業者等へ注意喚起して欲しい旨の要望が寄せられておりました。

これを受け、経産省より、別添のとおり該当する関係団体に対して、同室外機等をやむを得ず2m以内に設置せざるを得ない場合は、設置工事の前にLPガス販売事業者に連絡し、不燃性の隔壁を設け、火気を遮る措置を講じる必要がある旨を傘下の事業所等へ周知するよう依頼されています。

また、上述の関係団体宛の文書にも添付されております同室外機等を設置されるお客様向けに経産省が作成したパンフレット(別紙)をお客様に周知するようお願い申し上げます。

なお、同パンフレットは、経産省のホームページに掲載されていますのでご利用下さい。

[経産省が作成したお客様向けのパンフレットの掲載アドレス]

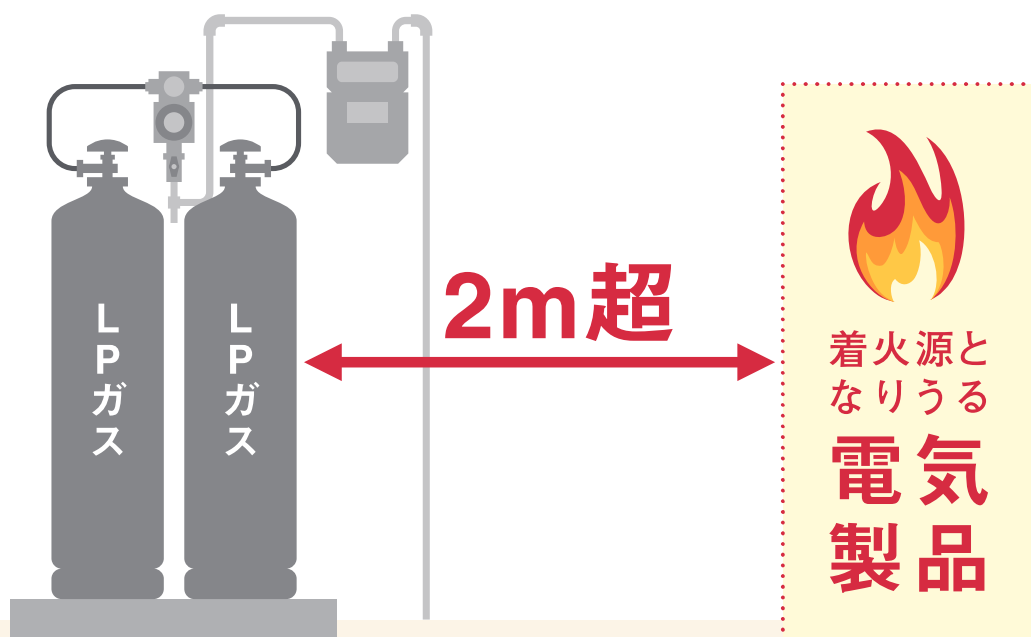
http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/detail/lpghoansyuuchi.html

[経産省より協力依頼文書が発出された団体名(順不同)]

- ・ 全日本電気工事業工業組合連合会
- ・ (一社) 日本電気工事士協会
- ・ (一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
- ・ (一社) 日本ガス石油機器工業会
- ・ (一社) 日本冷凍空調工業会
- ・ (一社) 日本電設工業協会
- ・ 全国電機商業組合連合会
- ・ 大手家電流通協会

LPガス容器の近くに
着火源となりうる電気製品を
設置する際は、

2mを超える保安距離を
確保してください！



どんな電気製品が
着火源になりうるの？

電気製品を設置する前に、裏面をチェック！





着火源となる可能性がある電気製品

エアコンの室外機を含め、着火源となるかどうかは、**LPガス販売店にご相談ください。**



【参考】着火源とならない電気設備

※それ以外の電気製品は、着火源となる可能性があります。

- ① 直接裸火を持たないこと。
- ② 320℃より高温となる部分を持たないこと。
- ③ 接点を持つ電気製品は、ON-OFFによる電気火花が点火（着火）エネルギーより小さいこと。あるいは、接点が密封されていて、電気火花が外に出ないこと。
※日常使用しない接点など（保守および点検用など）は、接点として扱わない。

上記3項目を全て満たすこと。



保安距離が確保できない時は、どうするの？

不燃性隔壁で火気を遮る措置をしてください。
隔壁の高さはLPガス充填容器よりも低くしないでください。



設置をお考えの方は
こちらにご相談を

電話番号等をご記入ください

※「緊急時連絡先」はあらかじめ
LPガス販売店にご確認ください。

■販売店

■緊急時連絡先

スマホで
チェック!

